

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 12 | 児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝倉市は、児童扶養手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県朝倉市長

公表日

令和6年3月28日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 児童扶養手当に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。</p> <p>また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。</p> <p>番号法別表第2に基づいて、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> |
| ③システムの名称 | 1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)児童扶養手当支給ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項 別表第1の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）</p> <p>（別表第2における情報照会の根拠） : 第1欄（情報照会者）が都道府県知事等の項のうち、第2欄（事務）に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（57の項）</p> <p>（別表第2省令における情報照会の根拠） : 第31条</p> <p>（別表第2における情報提供の根拠） : 第3欄（情報提供者）が都道府県知事等の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項）</p> <p>（別表第2省令における情報提供の根拠） : 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、53条及び第59条の2の2 ※別表第2の30の項に対応する別表第2省令は、未公布。</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|---|
| ①部署 | 保健福祉部子ども未来課 |
| ②所属長の役職名 | 子ども未来課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号838-8601 保健福祉部子ども未来課子育て支援係 住所：福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話：0946-28-7568 ファクス：0946-22-1185 E-mail：kodomom@city.asakura.lg.jp |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号838-8601 保健福祉部子ども未来課子育て支援係 住所：福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話：0946-28-7568 ファクス：0946-22-1185 E-mail：kodomom@city.asakura.lg.jp |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年3月7日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年3月7日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|--|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更目 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------------------------|--|--|------|---------------------------|
| 平成28年4月1日 | 1-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携2法上の掲載 | (別表第二における情報提供の範囲) 第三種(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項)。 第三種(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(116の項) | (別表第二における情報提供の範囲)及び別表第二 第三種(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) | 事後 | |
| 平成28年4月20日 | 1-5. 評議実務機関における担当部署之所属長 | 子ども未来課長 田中一幸 | 子ども未来課長 時津 英穂 | 事後 | 人事異動に伴う所属長の変更 |
| 平成28年4月18日 | 4情報ネットワークシステムにおける情報連携2法上上の掲載 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の範囲)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報照会の範囲) 第一種(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二種(事務)に「児童扶養手当法」による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の範囲) 第三1条 (別表第二における情報提供の範囲) 第三種(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二省令における情報提供の範囲) 第12、19、35、36、44条 ※別表第二の13、30、47、116の項に対応する別表第二省令は、未公布。 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の範囲)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報照会の範囲) 第一種(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二種(事務)に「児童扶養手当法」による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の範囲) 第三1条 (別表第二における情報提供の範囲) 第三種(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二省令における情報提供の範囲) 第10条の3、12条、19条、26条の2、35条、36条、44条、59条の2 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、未公布。 | 事後 | 省令の公布によるもの |
| 平成28年4月18日 | 3個人番号の利用法上上の掲載 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条 | 事後 | |
| 平成28年4月20日 | 4情報ネットワークシステムにおける情報連携2法上上の掲載 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の範囲)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報照会の範囲) 第一種(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二種(事務)に「児童扶養手当法」による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の範囲) 第三1条 (別表第二における情報提供の範囲) 第三種(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二省令における情報提供の範囲) 第10条の3、12条、19条、26条の2、35条、36条、44条、59条の2 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、未公布。 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の範囲)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報照会の範囲) 第一種(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二種(事務)に「児童扶養手当法」による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の範囲) 第三1条 (別表第二における情報提供の範囲) 第三種(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二省令における情報提供の範囲) 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、未公布。 | 事後 | |
| 平成28年4月20日 | 5. 評議実務機関における担当部署之所属長 | 子ども未来課長 時津 英穂 | 子ども未来課長 | 事後 | 様式の変更によるもの |
| 平成28年4月20日 | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 電話:0946-22-1111 | 電話:0946-22-7568 | 事後 | 直通番号設置によるもの |
| 平成28年4月20日 | 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ | 電話:0946-22-1111 | 電話:0946-22-7568 | 事後 | 直通番号設置によるもの |
| 令和1年4月20日 | PIリスク対策 | 記載なし | 追加 | 事後 | 新様式による変更 |
| 令和2年4月20日 | 4情報ネットワークシステムにおける情報連携2法上上の掲載 | (別表第二における情報提供の範囲) 第三種(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87及び116の項) (別表第二省令における情報提供の範囲) 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、未公布。 | (別表第二における情報提供の範囲) 第三種(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項) (別表第二省令における情報提供の範囲) 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、59条の1及び59条の2 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、未公布。 | 事後 | 省令の公布によるもの |
| 令和2年11月1日 | 1-4 2法上上の掲載 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の範囲)及び別表第二 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の範囲)及び別表第二 | 事後 | デジタル庁結成公布(令和3年5月19日)による号式 |
| 令和3年2月1日 | 1-4 2法上上の掲載 | (別表第二省令における情報提供の範囲) 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、53条の1及び59条の2 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、未公布。 | (別表第二省令における情報提供の範囲) 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、53条及び59条の2の2 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、未公布。 | 事後 | |